

「契約」について 考えよう



契約ってどういうことでしょう？

そのジュース
買いたいな！



契約ってどういうことでしょう？

そのジュース
買いたいな！

じゃあ売って
あげるね！



二人の間に合意があれば**契約**は成立します。

契約成立!



勝手に**契約**をやめることはできません。

やっぱり買うの
や~めた!

せっかく売って
あげたのに!



勝手に**契約**をやめることはできません。



契約は守らなければならない

契約は絶対に守らないといけないの？

あれ!?

思ったのと
違うぞ…?



契約は絶対に守らないといけないの？

あれ!?

思ったのと
違うぞ…?

買主が契約を取り消せる場合があります

CASE : 01

あやねさん(23歳)の場合



あやねさんはお店で、すてきな自転車を見つけました。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



あやねさんは手元に5万円を持っていたので、買いたいと店長に申し出ました。
店長は喜んで応じてくれたので、その自転車に乗って帰りました。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合

うーん

思ったのと
乗り心地が
違う…



買うのを
やめたいなあ

しかし帰り道に実際に乗ってみると、思った通りの乗り心地ではありません。あやねさんは自転車の購入をやめたいと思いました。

あやねさんは「自転車を買うのをやめて返したい」と店長に申し出ます。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



自転車を
買うのをやめて
返したいです

いい
ですよ

1 店長は喜んで応じてくれました。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



自転車を
買うのをやめて
返したいです

だめだめ
返品お断り
だよ！

2 店長は嫌がって応じてくれませんでした。

CASE : 02

ともみさん(15歳 中学生)の場合



ともみさんはお店で、すてきな自転車を見つけました。手元に5万円は持っていませんでしたが、親にお金を借りればいよいよと思いました。

CASE : 02 ともみさん(15歳 中学生)の場合



ともみさんは「後でお金を持ってくるから買いたい」と店長に申し出ました。
店長は喜んで応じてくれ、ともみさんはその自転車に乗って帰りました。

CASE : 02 ともみさん(15歳 中学生)の場合



ところが家に帰ると、親から「5万円も貸すなんてできません」と言われてしまいました。

CASE : 02 **ともみさん(15歳 中学生)の場合**



ともみさんは「自転車をかうのをやめて返したい」と店長に申し出ましたが、店長は嫌がって応じてくれませんでした。

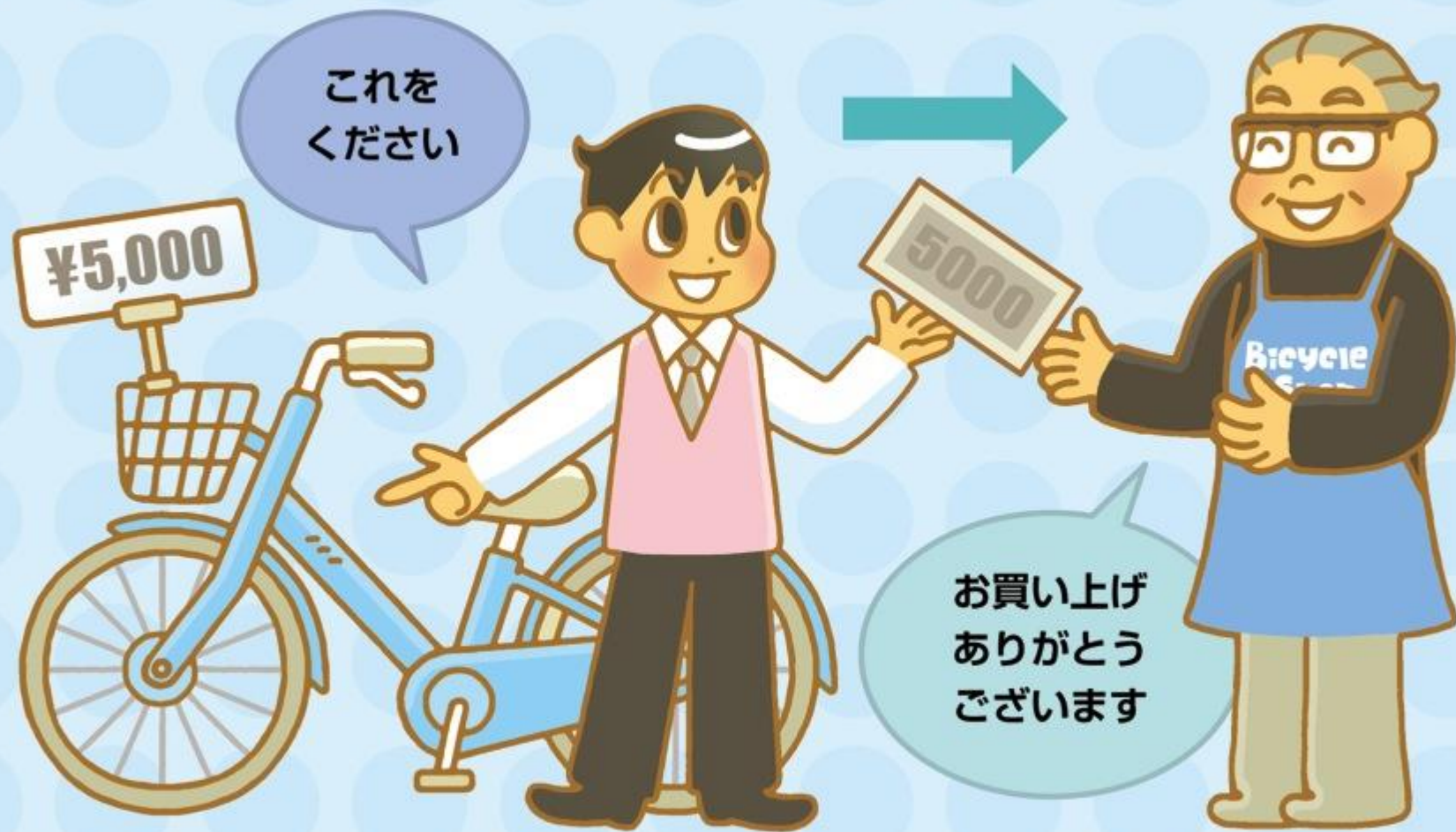
CASE : 03

ももたさん(17歳 高校生)の場合



ももたさんは自転車がほしいと思い、自転車屋さんに行きました。
そこで中古の5000円の自転車を見つけました。

CASE : 03 ももたさん(17歳 高校生)の場合



ももたさんは手元にお小遣いの5000円をもっていたので、買いたいと店長に申し出ました。店長は喜んで応じてくれたので、その自転車に乗って帰りました。

CASE : 03 ももたさん(17歳 高校生)の場合



しかし帰り道に実際に乗ってみると、思った通りの乗り心地ではありません。
ももたさんは自転車の購入をやめたいと思いました。

CASE : 03 ももたさん(17歳 高校生)の場合



ももたさんは「自転車を買うのをやめて返したい」と店長に申し出ましたが、店長は嫌がって応じてくれませんでした。

授業のまとめ

ここまで見てきたように「**契約**」はとても身近なものです。

**原則として一度結んだ契約は
守らなければなりません。**



今日の授業では**契約を取り消すことができるケース**を見ていきました。

1 売主の利益



と、簡単にやめられては相手は困ります。

反対に…

2

消費者の利益



一度契約した
のだから

取り消し
など絶対に
認めない!

会社(企業)など



——と、取り消しができないと消費者は困ってしまいます。

私たち消費者と会社など事業者との間には
知識や情報や交渉力に**大きな格差**があります。
そこで格差を解消し、実質的に対等な立場で契約できるように、
取り消しをする権利が認められる場合があるのです。



クーリング・オフ制度
もその中のひとつだよ！